

# 中国裁判所の最新動向

---

北京品源知識産権代理有限公司

日本駐在代表 朴 秀玉



- 設立年 2004年
- 本部所在地 中国北京市
- 所員数 700名以上
- 弁理士 150名
- 特許技術者 283名
- 商標代理人 115名
- 弁護士 47名
- 元審査官・審判官 24名

海外：東京 ニューヨーク ミュンヘン

中国：北京 天津 大連 保定 西安 青島 南京 武漢 無錫 昆山 上海 蘇州 杭州 深セン 東莞 広州

## 全国知財訴訟管轄裁判所

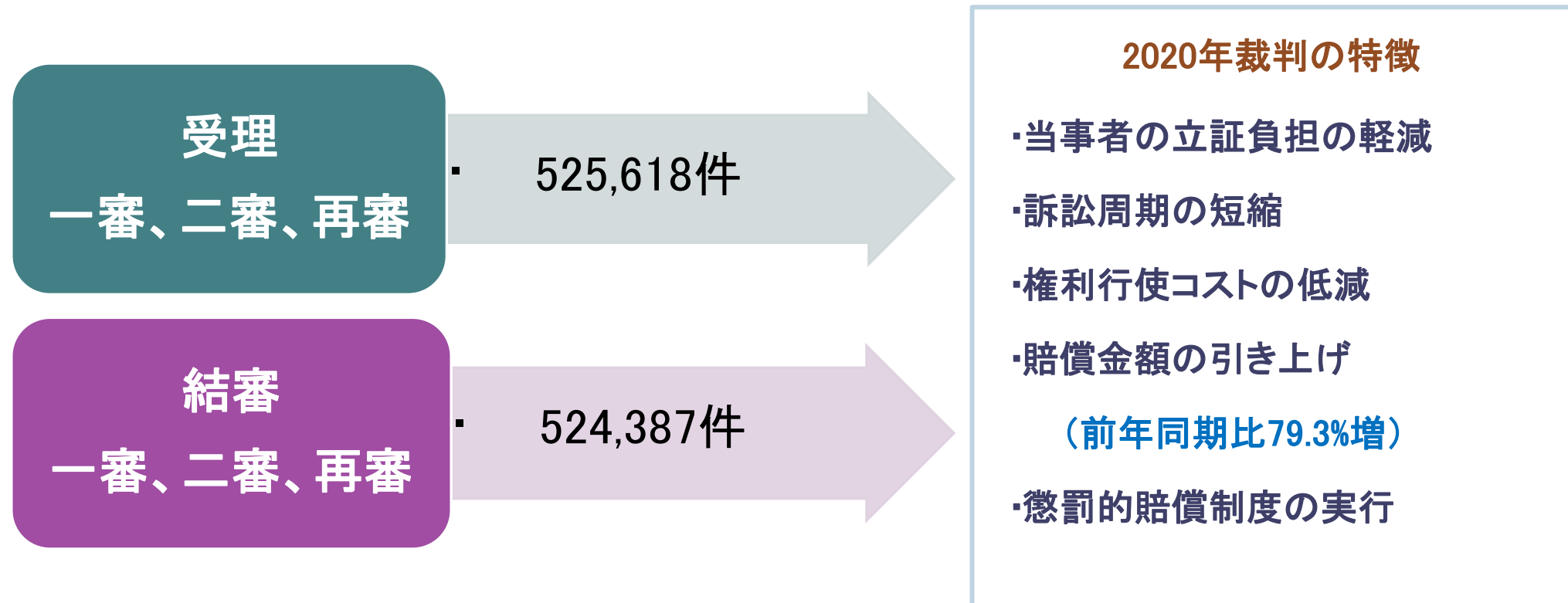
最高裁判所

北京知財専門裁判所、  
上海知財専門裁判所、  
広州知財専門裁判所、  
海南自由貿易港知財専門裁判所

22か所  
地方裁判所中の知財法廷

高級裁判所、  
その他の中級裁判所、  
一部の基層裁判所

## 2020年全国知財裁判状況



## 2020年最高裁知財裁判状況

2020年  
各種知財事件  
受理件数  
5390件

- 二審事件3171件
- 提審事件300件
- 再審事件1878件
- 請訓事件23件
- 申し立て事件3件
- その他の事件15件

## 最高裁知財法廷の状況

- 裁判官39人
- 理工系と法科両方の学歴がある裁判官の割合: 36%

- 裁判基準の効果的な統一
- 裁判の質・効率の大幅な向上
- 司法の公信力と国際的影響力の明らかな向上
- 国家革新駆動型発展戦略と知的財産権戦略の実施に対する司法面での保障のさらなる強化

## 最高裁知財法廷の状況

2020年  
技術関連事件受理件数  
3176件

### 民事二審実体事件 1948件

- ・特許権侵害紛争 435件
- ・実用新案権侵害紛争 754件
- ・専利出願権及び専利権帰属紛争 163件
- ・技術契約紛争 67件
- ・技術秘密紛争 44件
- ・独占紛争 30件

### 行政二審事件 670件

- ・行政権利付与確定類事件 622件
- ・行政処理類事件 17件
- ・その他の行政事件 31件

## 最高裁知財法廷の状況

民事二審実体結審事件  
1742件

- 原審維持 779件
- 訴訟取り下げ 463件
- 調停 158件
- 廃棄差戻しや原判決変更 339件、19%

行政二審結審事件  
494件

- 原審維持 430件
- 訴訟取り下げ 22件
- 廃棄差戻しや原判決変更 39件、8%



## 最高裁知財法廷の状況

### 平均審理期間

- 民事二審実体事件 121.5日
- 行政二審事件 130.7日

### 涉外・香港・マカオ・台湾 関連事件

- 民事二審事件 228件
- 行政二審事件 148件

## 第四次改正専利法の影響

### 信義誠実原則の新設

#### ◆最高裁司法解釈

- ・ 専利授権及び権利確認の行政事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定(一)－2020年9月12日

#### 第五条

当事者が、専利出願人、専利権者が誠実信用の原則に違反して、明細書及び図面の中の具体的な実施形態、技術効果及びデータ、図表などの関連する技術内容を虚構や捏造したことを証拠をもって証明でき、これに基づき関連請求項が専利法の規定に該当しないと主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

#### 第四次改正専利法

#### 第二十条 第一項

専利出願をすることと専利権の行使は、誠実信用の原則に従わなければならない。専利権を濫用して公共の利益又は他人の合法的權益を損害してはならない

## 薬品専利紛争の早期解決メカニズム制度の新設

### ◆最高裁司法解釈

- ・登録申請した薬品関連専利権紛争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定—2021年7月5日

主に、管轄裁判所、具体的な事件の経緯、起訴資料、訴訟権の行使方式、行政と司法手続との整合性、抗弁事由、訴訟における営業秘密の保護、行為保全、敗訴・逆賠償、送達方式などを規定

### 第四次改正専利法 第七十六条

薬品販売審査・評価承認の過程において、薬品販売許可申請者と専利権関係者或いは利害関係者が、登録申請をした薬品に関連する専利権によって紛争を起こした場合、関連当事者は人民法院に起訴することができ、登録申請をした薬品関連の技術案が他人の薬品専利権の保護範囲に入るかどうかの判決を請求することができる。国務院薬品監督管理部門は規定された期間内に、人民法院の有効な裁判に基づいて関連薬品の販売許可を一時停止するかどうかの決定を下すことができる。

薬品販売許可申請者と専利権関係者或いは利害関係者も登録申請をした薬品に関連する専利権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を請求することができる。

国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と合同で、薬品販売許可審査評価と薬品販売許可申請段階の専利権紛争解決の具体的な整合方法を制定し、国務院の同意を得て実施する。

## 権利侵害損害賠償の拡大

### ◆最高裁司法解釈

- ・ 知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する規定— 2021年3月3日
- ・ 知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定—2020年11月18日

### 第四次改正専利法

#### 第七十一条 第一項、第二項

専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。

故意の専利権侵害については、事情が重大な場合は、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償額を定めることができる。

権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、3万元以上500万元以下の賠償を認定することができる。

#### 第七十一条 第四項

人民法院は賠償額を確定するために、権利者が尽力して立証したものの、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が権利侵害者によって掌握されている場合、権利侵害行為に関連する帳簿、資料を提供することを権利侵害者に命じることができる。権利侵害者が提供しなかったり、虚偽の帳簿や資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張と提供された証拠を参考に賠償額を決定することができる。

## 訴前保全制度の整備

### ◆最高裁司法解釈

- ・ 知的財産権紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干問題に関する規定—2019年1月1日
- ・ 知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定—2020年11月18日

### 第四次改正専利法

#### 第七十二条

専利権者又は利害関係者が、他人が専利権侵害、権利の実現を妨害する行為を行っている又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、直ちに制止しなければ、その合法的な権益が補填不可能な損失を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に法に基づき人民法院に財産保全や、一定の行為の実施、一定行為の禁止を命じる措置を講じるよう申請できる。

#### 第七十三条

専利権侵害行為を制止するために、証拠が失われる可能性又は以後取得困難な状況にある場合、専利権者又は利害関係者は、提訴前に人民法院に対し法に基づき証拠の保全を申請することができる。

# 証拠保全

## ■ 最高人民法院による「知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定」

### 第十一条

人民法院は、当事者又は利害関係者の**証拠保全の申し立てに対して**、以下の要素を考慮して審査を行わなければならない。

- (一) 申立人がその主張について**初歩的な証拠**を提供しているか否か、
- (二) 証拠は申立人**自ら収集可能か**、
- (三) **証拠隠滅又は今後の取得困難の可能性**、及びそれらが**要証事実の証明に与える影響**、
- (四) 講じられる可能性のある**保全措置が証拠保持者へ与える影響**。

# 証拠保全事例

## ◆事件概要

- (2020)最高法知民終2号
- 原告は橋梁用鋼構造材料に関する特許の権利者で、原審裁判所に3つの被告の権利侵害の停止と賠償を請求した。訴訟では、原審裁判所に証拠保全を請求したが、原審裁判所はこれを処理せず、直に具体的な被疑侵害製品がなく、権利侵害の比較ができないことを理由に、原告の訴訟請求を棄却した。
- 二審裁判所は、原告が提出した初歩的な証拠と被疑侵害事実との関連性、証拠保全の緊急性、必要性及び妥当性などの方面から審査を行い、原審裁判所が保全措置を講ずるべきであったが講じなかったため、本件の基本的事実が不明瞭とされ、再審を差し戻した。

◆係争特許発明

発明名称: 回転角強化不偏厚型波形鋼板及び製造方法

専利番号: ZL201310308210. 2

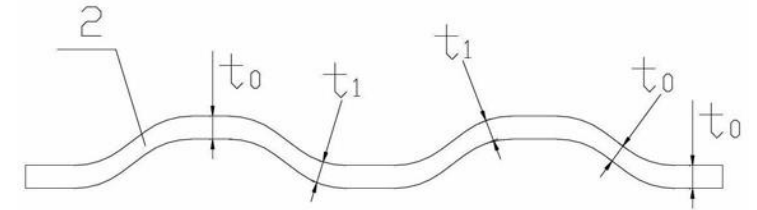
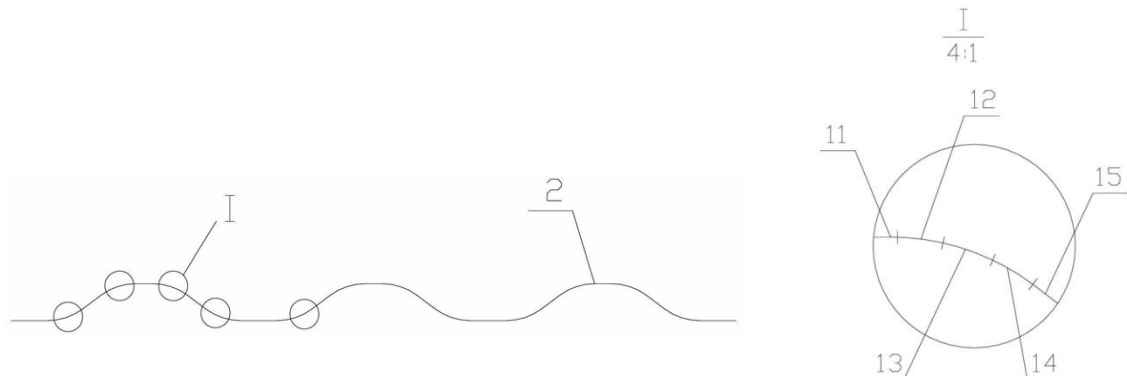
【請求項1】

回転角強化不偏厚型波形鋼板であって、フラットユニットと回転角ユニット(1)を含み、前記回転角ユニット(1)における鋼板厚さ $t_1$ はフラットユニットの元の鋼板厚さ $t_0$ より小さく、 $99.5\%t_0 \geq t_1 \geq 89.5\%t_0$ であり、前記回転角ユニット(1)が第一直線段(11)、第一跳返り制御弧(12)、回転角弧(13)、第二跳返り制御弧(14)、第二直線段(15)から構成され、回転角弧(13)の半径 $R$ は鋼板厚さの5-17倍であり、第一跳返り制御弧、第二跳返り制御弧(12、14)の半径はいずれも無限大から回転角弧(13)の半径 $R$ まで徐々に変わることを特徴とする、**回転角強化不偏厚型波形鋼板**。

【請求項7】

回転角強化不偏厚型波形鋼板の製造方法であって、

平鋼板サンプルをおき、平鋼板上の回転ユニット(1)の領域を決定し、前記回転ユニット(1)が第一直線段(11)、第一跳返り制御弧(12)、回転角弧(13)、第二跳返り制御弧(14)、第二直線段(15)から構成される**ステップA**、回転ユニット(1)の領域をプレスする、**ステップB**、一部の領域をプレスした後の平鋼板を波形鋼板型に入れる、**ステップC**、モールドを圧下する、**ステップD**、圧力を保つ、**ステップE**、回転角弧(13)の半径 $R$ は鋼板厚さの5-17倍であり、第一跳返り制御弧、第二跳返り制御弧(12、14)の半径はいずれも無限大から回転角弧(13)の半径 $R$ まで徐々に変わる、板を出す**ステップF**、を含むことを特徴とする、**回転角強化不偏厚型波形鋼板の製造方法**。





## ◆ 証拠保全申請理由及び提供した証拠

### 1. 証拠保全申請理由

係争特許は製品特許に方法特許を加えたもので、橋梁に適用されていることから、特許権者は被疑侵害製品とその製造方法の材料を自身で完全に取得することはできない。

### 2. 提供した主な証拠

1)「鄭州市政務サービス網」に公示された「…報告書」には、「…鄭州に製造基地を建設し、橋梁波形鋼腹板の生産・製造を行う」と記されている。

2)…のホームページの「系列会社」欄の「ニュース動向」には、「…大橋は波形鋼腹板橋の中で、スパンや重さを問わず重量級に分類される。堤橋と主橋には波形鋼腹板形式の橋脚が合わせて17個…」と記されている。

3)…網のニュース記事には、「最後のコンクリート流し込み完了に伴い、…」と記されている。

4)…ウェブサイトの「業務範囲」欄に、「…会社は波形鋼腹板設計、波形鋼腹板生産、波形鋼腹板施工を一体化している」とし、「製品紹介」欄には、波形鋼腹板製品の形状と寸法規格(板厚、波長、波高を含む)、接続方式、生産と施工プロセスなどの様々なモデルを示し、表記している。「プロジェクト事例」では\*\*会社が建設を請け負った、…などのプロジェクトが記されている。

5)「\*\*入札網」の「…鋼腹板の入札購入評標結果公示」には、「…プロジェクト(鋼腹板)物資の入札を行う、…入札には合わせて3業者が参加したが…」と記されている。

6)係争橋梁建設プロジェクトに関する入札公告の「…プロジェクトの概要と入札範囲」の部分には、「建設場所:。……建設基準及び主要技術指標:… 1) K32 +245.5 \*\*河大橋 ……2) K43 +145.7 \*\*大橋 ……3) K46 +784.7 \*\*大橋 ……4) K47 +393.7/K47 +401.7 \*\*大橋……」と記されている。

7)被告が提供した、「\*\*区間の波形鋼腹板材料の調達、製造、輸送、設置工程専門施工契約」

8)被告が提供した、「\*\*区間プロジェクトの2018年6月-11月の工程工事検査決済承認資料」

## ◆一審裁判所の判断

証拠保全申請を処理せず、具体的な被疑侵害製品が明らかにされておらず、比較判定のしようがないと判断した。

## ◆二審裁判所の判断

証拠保全の必要性については、一般的に次のような点を審査する。

- 1) 保全申請した証拠は事件の事実と関連性があり、証明力が強いのか。
- 2) 保全申請した証拠に滅失または後の取得困難の緊急性があるか。
- 3) 申請人は合理的で合法的な証拠収集手段を尽くしても関連証拠を得ることができなかったか。

## (一) 特許権者が提出した初歩的な証拠と侵害事実との間に強い関連性がある

まず、係争特許が保護を求めているのは、回転角強化不偏厚型波形鋼板で、被疑侵害者が製造した波形鋼腹板、および関連橋梁で使用されている波形鋼腹板と同類の製品である。また、「\*\*」のウェブサイトの「製品紹介」欄に掲載されている波形鋼腹板製品の形状、仕様情報において、被疑侵害製品が係争特許請求項にある「回転角ユニット」、「第一の直線段」、「回転角弧」、「第二直線段」などに対応する技術的特徴を有していることを明確に反映している。

次に、被疑侵害者は波形鋼腹板の生産、施工企業であり、\*\*区間プロジェクトの総請負業者である。同時に、「\*\*区間波形鋼腹板施工契約」に基づき、\*\*は本件波形鋼腹板橋梁工事の請負者である\*\*会社の施工監督者とプロジェクトの保証人の身分で、波形鋼腹板の施工工事に参与しており、被疑侵害者の被疑侵害行為と密接な関係がある。

そのため、特許権者が提供した初歩的な証拠と、主張する被疑侵害者が実施した権利侵害行為との関連性は強い。

## (二) 特許権者の裁判所に対する証拠保全申請は緊急性、必要性がある

まず、特許権者が原審裁判所に保全を申請した証拠は、「今後取得しにくい」という**切迫性**がある。特許権者が原審で、被疑侵害製品の保全を裁判所に申請した時点では**工事中**だった。工事が完了すれば、**破壊分解を行わない限り、外部からだけでは被疑侵害製品の厚さなどの技術的特徴を測定することはできない**。

このことから分かるように、特許権者が原審で裁判所に、事件に関連した工事の施工中に被疑侵害製品の保全を申請したことには、**確実に緊急性がある**。

次に、**特許権者は合理的で合法的な立証手段を徹底的に追求**しており、さらに被疑侵害者の権利侵害行為を証明することが**客観的に困難**であることを立証している。被疑侵害製品は市場取引などを通じて容易に入手できる日常消耗品や一般的な工業原材料ではなく、**橋梁建設などの大規模なインフラプロジェクト専用で、通常、入札方式を通じて生産、流通、使用が構成される**。入札主体について、**工事業者の事業体、個人以外のその他の事業体、個人が、正常で合法的なルートを通じてこのような製品に触れることは困難である**。被疑侵害者は、事件に関連した工事は閉鎖工事ではなく、関係者の立ち入りを制限することは不可能だと述べたが、同社の工事現場管理制度によると、**正当な理由があり安全が保障された場合にのみ、外部者の立ち入りが許される**としている。被疑侵害製品は橋面を支える構造部材の一つで、**地上数十メートルの高さに設置されており、工事現場の装備を利用しないと正確な測量ができない**。このような状況の中で、特許権者に、特許請求の範囲に記載されている技術的特徴との比較が可能な程度まで、自力で被疑侵害製品の具体的な構造を立証することを求めることは、特許権者の立証能力に対する要求が厳しすぎる。

よって、特許権者が原審で裁判所に申請した被疑侵害製品の保全には、**必要性がある**。

最後に、特許権者が保全を申請した証拠は、その権利を行使するために必要であり、さらに証明力のある証拠である。特許権者が提出した初歩的な証拠は、被疑侵害製品が係争特許の請求の範囲に記載される技術的特徴の一部を有していることを示しており、また、被疑侵害者と被疑侵害行為との間に初歩的な関係が確立されているものの、被疑侵害技術案が特許権の保護範囲に入っているかどうか、被疑侵害者がそれぞれ実施した行為が侵害に当たるかどうかを判断するには、被疑侵害製品の回転角度の厚さなどの関連技術的特徴の情報を明らかにした上で、正確な判断を下すことができる。同時に、事件に関連したプロジェクトで使用された被疑侵害製品も被疑侵害事実が存在するかどうかを証明できる最も証明力のある証拠である。

以上をまとめ、特許権者が更なる証拠収集が困難であることを踏まえると、事件に関連したプロジェクトにおける被疑侵害製品に対する証拠保全を原審裁判所に求めることには**緊急性と必要性がある**。

### (三) 特許権者が原審裁判所に申請した証拠保全には実行可能性がある

本件の原審段階で、特許権者が事件に関連したプロジェクトで使用された被疑侵害製品に対する証拠保全措置を請求したとき、このプロジェクトはまさに工事中であったため、原審裁判所は法律に基づいて関連工事で使用された被疑侵害製品に対して証拠保全を行うことができた。敷地に積み立てられている原材料の測定、サンプリングなどの方法を通じて、被疑侵害製品の関連技術的特徴を取得し、さらに、上述の証拠保全方式は、技術的な難しさがなく、重大な公共工事に属する関連工事の施工進度に重大な悪影響を及ぼすこともなく、保全措置を実施できる可能性がある。

以上から、特許権者が原審裁判所に提出した、本件工事に使用された被疑侵害製品に対する証拠保全申請は、当事者の申請による証拠保全の適用条件を満たしている。

#### ◆本件の意義

専利権民事侵害訴訟における人民法院による証拠保全の適用規則をさらに明確化、細分化した。

# 谢谢！

---

# ご清聴ありがとうございました！